

平成19年度予算編成方針

本年8月に示しました丸亀市財政健全化計画(第1次改定)のとおり、本市財政は、平成20年度までの3年間を集中財政再建期間として、持続可能な財政構造への転換の道を歩みだしました。

総合計画の将来像「自然と歴史が調和し 人が輝く田園文化都市」を創造するため、また新しいまちづくりの基本理念「協創でつながるまち 丸亀」を実践するための基盤づくりとして、一步一步確実に前進していかなければなりません。

そして、何より開かれた行財政運営に努めることで、市民の理解と納得を得ながら、それを新たな推進力として、改革行動を加速し、早期に財政再建を成し遂げることが求められています。

もとより、改革には少なからず痛みが伴います。

しかし私は、ここを乗り越えれば、必ずや明るい未来が拓けるものと確信し、できるだけ短期間で本市が成すべき改革を断行し、その成果を市民に還元してまいりたいのであります。

また同時に、財政が如何に厳しくとも、安全安心のまちづくりについては、継続して重点的かつ計画的に各種施策を実行し、市民の定住及び交流基盤の強化を通じ、新市の一体化や都市としての潜在能力を高めなければなりません。

このため、平成19年度予算編成につきましては、引き続き財政再建と安全安心のまちづくりをキーワードにメリハリある予算配分を行うことといたします。

したがって、その他の事務事業については、厳しい財源配分が余儀なくされますが、そこは市民との協働やゼロ予算事業などの考え方を取り入れながら、全職員が知恵と工夫を最大限発揮し、組織及び職員間で切磋琢磨し、積極果敢に事務改善や市民サービスの維持・向上策を検討実践し、丸亀市職員の真価を、そして元気を市民はもとより内外に発信することを強く求めます。

以上、平成19年度予算編成方針として、全庁に職員一人ひとりの意識改革と改革行動を基盤とした新しい予算づくりの実行を指示いたします。

丸亀市長 新 井 哲 二

基 本 方 針

1 平成19年度予算編成については、平成20年度までの3か年の集中財政再建期間の2年目として、歳入に見合う財政構造への早期転換に向け、集中改革プランの着実な推進のもと、丸亀市財政健全化計画(平成18年8月・第1次改定)で示した各種経費の圧縮措置を継続及び断行し、財政再建に向けた本市の力強い歩みを内外に明らかにすることを基本に編成することとする。

2 経常経費(議員報酬、特別職・一般職給、賃金、中讃広域負担金、扶助費、貸付金などを除く)については、現在進行中の行政改革における真摯な取組みを前提として、集中改革プランの事務事業見直し分(19年度対象分)を除き、平成18年度当初予算額及び所要一般財源相当額を各部、かい(以下「各部門」という。)に枠配分するので、その枠内で各部門が自主的、主体的に合併効果による内部事務経費の再見直しやスクラップアンドビルド方式の徹底による経費の削減、さらには類似事務(イベント等を含む)の廃止統合などに取り組むこととする。

ただし、別途指定する事務事業については、「指定事務事業」として、経常経費の調整期間中に(仮称)経営戦略会議(三役及び関係部課長・担当者)を開催し、平成19年度以降の取り扱い(継続・見直し・休止・廃止)を協議調整するので、枠配分対象外経費と同様の取り扱いを行うものとする。(詳細は関係部課に後日通知し、「指定事務事業調書」の作成を依頼する。)

なお、事務費など庁費については枠配分に関わらず、執行実績を踏まえ再度総点検を行い全庁的に経費の抑制に努めることとする。

また、議員報酬は議会事務局で別途加算するとともに、特別職給、中讃広域負担金については、財政課より各部門に対し別途計上額を指示する。

3 人件費については、全庁的な人員削減の実行のなか、事務量に応じた組織体制を確保していくため、各部門が自主的かつ主体的に人員配置の現状を精査し、予算編成における事務事業の見直し作業と連動した効果的かつ効率的な人的配置案を見出し、これを予算に反映していくことが極めて重要となっている。

このため平成18年度に引き続き人件費のうち一般職給を、包括予算編成の対象経費とし、一般職の職員数を枠配分するので、各部門は効果的かつ効率的な人的配置を検討し調整することとする。

なお、平成19年度については、今後予定されている機構改革の検討及び調整結果を受けた対応として、11月中旬に新組織に係る人員配分枠を各部門に通知し、全庁的な作業に取り組み、その後、職員課、企画課、財政課の3課で全体調整を実施したうえ、各部門の予算科目ごとの一般職給の予算額を指示することとする。

また、賃金についても極力抑制するものとするが、その取り扱いについては、今後の職員配置計画の検討と連動した取り組みとして、予算編成の中で個別に調整することとする。

- 4 扶助費、貸付金などについては、枠配分対象外経費とし、各部門で所要額を積算し、財政課と協議のうえ枠配分の経常経費に加算することとする。

なお、扶助費のうち予算措置による単独事業については、一件ごとに政策判断を行い、休止及び廃止を含め見直しを実施することとする。

- 5 投資・政策的経費については、安全安心のまちづくり基盤施設の整備に係る「継続事業」及び「合併関連事業」を優先事業と位置づけ予算の重点的かつ効果的な配分に努めることとする。

したがって、その他の事業については、財源確保が極めて困難な状況を踏まえ、既存公共施設の安全確保と整備改善を第一に、道路や学校などの市民サービス根幹施設の改修や補修に限定する。

- 6 歳入については、全ての項目について適正かつ的確に収入見込額を算定することとする。

- 7 特別会計については、一般会計に準じ、経常経費の削減に自主的に取り組むこととし、その他経費については、独立採算の原則を認識したうえ、今後は一般会計による赤字補填は一層困難になることを十分考慮したうえで、引き続き厳しい姿勢で事務事業の効率化や業務運営の健全化に取り組むこととする。

- 8 職員一人ひとりの創意工夫を大切にしたい新しい発想の予算づくりへのチャレンジとして、全庁を通じ市民との協働やゼロ予算事業(通常業務の総点検作業と全庁事務改善運動の展開・平成18年8月7日作成)の積極的導入に努めることとする。

以 上